

認 可 書

阿部 正男 殿

平成20年 3月28日付けで申請のあった一般乗用旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシー）の運賃及び料金の変更は、下記のとおり認可する。
なお、本認可の効力は、平成20年 5月 3日から生じるものとする。

記

現に認可を受けている運賃及び料金のうち、

Ⅲ 適用方

4 運賃の割引（1）アを次のとおり変更する。

新)

割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）とし、当該手帳の提示があったときに適用する。

旧)

割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）とし、当該手帳の提示があったときに適用する。

平成20年 4月25日

関東運輸局長 安原敬祐

